令和８年度

相模原市立

内郷小学校いじめ防止基本方針

相模原市立内郷小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿など】

〇一人ひとりが輝き、互いを大切にし、心豊かに生きる。
・元気にあいさつする子
・しっかり学習する子
・仲良く遊ぶ子

【家庭・地域との連携】

・ＰＴＡ
・青少年指導員
・学校安全ボランティア
・青少年補導員
・保護者会
・安全安心パトロール
・学校評議員・保護司
・民生委員・児童員

【校内組織】

【内郷小学校いじめ防止対策委員会】
・委員長　校長
・副委員長　副校長
・委員　児童支援専任（児童指導主任）（総括教諭）養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【関係機関との連携】

青少年教育カウンセラー
スクールソーシャルワーカー
緑区子育て支援センター
児童相談所
各警察署

・ケース会議

【いじめの未然防止】

〇児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
・分かりやすい授業づくり・公開授業の実施・学習形態の工夫・委員会活動・なかよし班（異学年集団）での遊びや栽培活動・清掃活動
〇学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
・児童会を中心にあいさつ運動・なかよし班活動・メッセージカード・よりよく集会
〇学校の教育活動全体を通じて、人権･福祉教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
〇いじめについて、校内研修や職員会議で取り上げ、共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
〇学校、ＰＴＡ、地域と連携した取組を推進する。

【いじめの早期発見】

〇日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
・休み時間、給食時間、掃除時間などでの様子。・日記、個人面談、家庭訪問などにより、把握。
〇定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
・アンケートの実施。①４月、②１０月　③１月
・教育相談（児童との面談）　アンケート実施後次週から

【いじめへの対処】

① 校内の「内郷小学校いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
② すみやかに事実確認を行い、関係児童及び保護者、集団全体（学級遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

１　いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

２　いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行う。

○ 組織名称：内郷小学校いじめ防止対策委員会

○ 構 成 員：校長、副校長、（児童指導主任）、（総括教諭）、養護教諭、
児童支援専任、支援教育コーディネーター、
青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

○ 委員会の取組内容

（１）いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
- ① 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組
- ② 早期発見のための措置。アンケートの実施・分析
- ③ 相談体制の確立
 ・教育相談の実施・青少年教育カウンセラー等の相談窓口の周知
- ④ インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 ・児童、保護者向けの研修等

（２）いじめを受けた児童、保護者に対する相談及び支援
（３）いじめを行った児童、保護者に対する助言
（４）専門的な知識を有するものとの連携
（５）その他いじめの防止等に係わること

３　いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（①）児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ① 一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくり
- ② 学習形態の工夫（班、一斉等）
- ③ なかよし班（異学年集団）での遊びや清掃活動
- ④ 社会的スキルを身につけるためのプログラムづくり

（２）学校の教育活動全体を通じ、児童の自己肯定感を高められる機会を充実させる。
- ①児童会を中心にあいさつ運動
- ②なかよし班（異学年集団）での遊びや清掃活動
- ③全員参加のよりよく集会
- ④教育活動後に良かった所、感心した所をふりかえり、互いを認め合う。

（３）学校の教育活動全体を通じて、人権・福祉教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

①人権・福祉教育の充実・互いのよさを認め、大切にすることを周知徹底する。

②道徳教育の充実・道徳時間の確保、道徳時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践する。

③幼稚園や保育園、子ども園児との交流会の実施。

④中学校の授業や部活見学など中学校との交流会の実施。

⑤地域の方を招いての学習活動の充実。

⑥読み聞かせ（命を大切にする心をはぐくむ内容）の実施。

（４）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

①年７回程度の児童指導・支援教育会議の実施。週１回の打ち合わせでの児童の情報交換の実施。情報を共有し、スズキ校務やファイルに蓄積していく。

②保護者会などで携帯電話（スマホ・インターネットも含む）についての啓蒙の実施。

③校内研修・いじめについての人権・福祉研修

『全職員が認識を共有し、主体的に取り組むことで、いじめの未然防止は可能』平成３０年３月国立教育政策研究所の活用

『自己肯定感を高めるための支援プログラム』平成 29 年５月

神奈川県教育委員会の活用

（５）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

①ＰＴＡ運営委員会、学校行事への協力

②防犯対策協議会、学校評議員会、民生委員児童委員・保護司連絡会

学校安全ボランティア連絡会

４　いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

（１）日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

①休み時間、給食時間、掃除時間などでの様子

②日記、個人面談、保護者面談などにより、把握

③児童の情報交換の実施。情報を共有し、スズキ校務やファイルに蓄積していく。

（２）定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①アンケートの実施　各学期に１回

②教育相談週間の実施　　４～５月　１０月　１月

（３）在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

①相談窓口の周知。青少年教育カウンセラー　毎週木曜日
TEL042－685－0030
24 時間子ども SOS ダイヤル　TEL0120－0－78310
ユーステレホンコーナー　TEL0120－45－7867

②保健室便り、相談室だよりの発行。

③青少年教育カウンセラーによる校内巡回、学級訪問、交流給食。

５　いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

（１）被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

①校内の「内郷小学校いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。

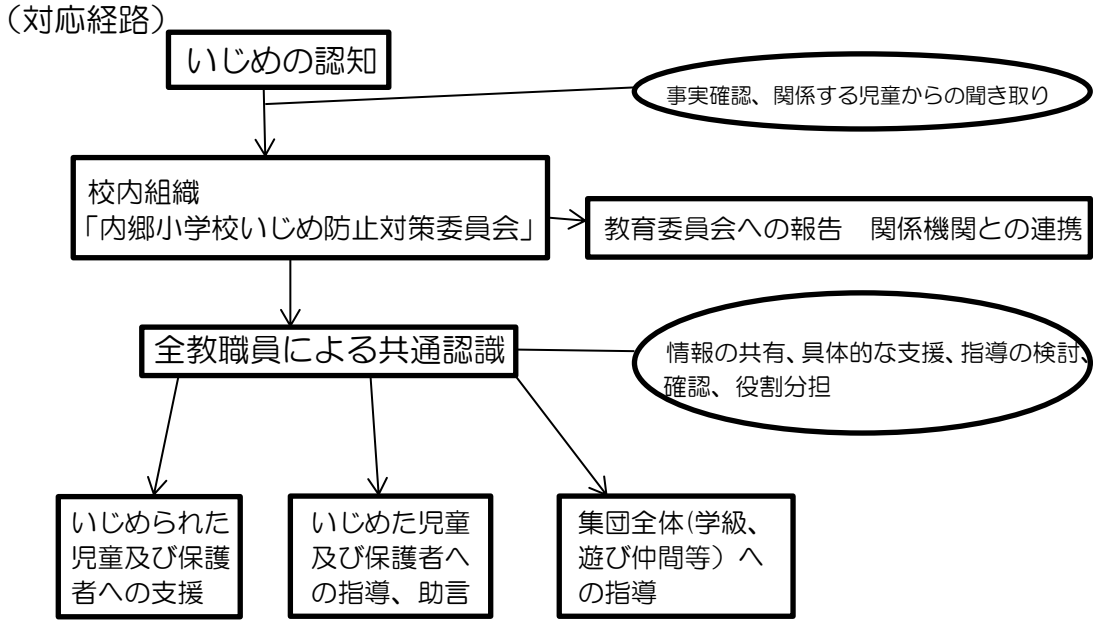
②すみやかに事実確認を行い、関係児童及び保護者、集団全体（学級遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

（２）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

〇青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
〇各警察署、県警青少年相談・保護センター
〇青少年相談員
〇児童相談所、緑区子育て支援センター

（対応経路）



６　重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

（１）重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

（２）教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。

（３）当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

７　その他

この要項は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２９年４月１日　一部改正する。
平成３０年４月１日　一部改正する。
平成３１年４月１日　一部改正する。
令和　２年４月１日　一部改正する。
令和　４年４月１日　一部改正する。
令和　５年４月１日　一部改正する。
令和　６年４月１日　一部改正する。
令和　７年４月１日　一部改正する。